

鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設本部
九州新幹線建設局 局長 儀満 和紀 様

九州新幹線騒音振動問題についての申し入れ

2013年2月19日

日本共産党熊本県委員会

委員長	久保山啓介
国政対策委員長	山本伸裕
熊本県議会議員	松岡徹

日本共産党南部地区委員会

委員長	橋田芳昭
-----	------

九州新幹線の全線開通、ダイヤ改正にともない、「速くなり便利になった」との声が聞かれる一方、沿線住民からは「全線開通ダイヤ改正後、騒音振動がひどくなった」「眠れない。新築の自宅の壁にヒビがはいった。地盤沈下が発生した」などの苦情がよせられています。

日本共産党南部地区委員会では、昨年7月14日、8月19日、9月2日の3回にわたって、約100世帯の八代市、氷川町の沿線住民から聞き取り調査、9月26日には、芦北・水俣地域の沿線住民約20世帯からの聞き取り調査を行いました。

実態調査にもとづいて、日本共産党南部地区委員会は、鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設本部 九州新幹線建設局 儀満 和紀局長あてに昨年9月6日と11月2日の2回にわたって申し入れを行いました。こうした中、昨年11月には、鉄道運輸機構による2回目の住民説明会の開催、2次測定の実施、防音等工事の手続きがはじまっています。

日本共産党熊本県委員会は、新幹線全線開業後の騒音振動問題を重視し、昨年9月、熊本県議会定例会厚生常任委員会でとりあげるとともに、今年1月24日には、松岡徹県議を団長とする調査団が、八代市、水俣市の沿線住民から聞き取り調査をおこないました。

この間の日本共産党の現地調査・聞き取り調査を通じて、明らかになったことは、全線開通ダイヤ改正後、騒音振動被害が沿線全域に広がっていることです。

1月28日には、福島和敏八代市長が同席して、新八代駅周辺の宮地校区の町内会長、太田剛校区の町内会長7人の連名で「九州新幹線新八代駅周辺における騒音・振動問題解決に向けた要望書」がJR九州の青柳俊彦専務に手渡されました。

熊本県は、独自に騒音・振動調査を実施し、鉄道・運輸機構に対して、対策を求めてきました。

日本の環境政策の根幹を定めた環境基本法第8条は、事業者の責務について「事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うにあたっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、または、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する」と定めています。

鉄道運輸機構は、JR九州とともに、環境基本法第8条の「事業者の責務」を果たすことが求められています。

日本共産党は、鉄道運輸機構が、環境基本法第8条に定められた事業者の責務にもとづき、騒音振動被害に万全の対策をはかるように以下の点を要望します。

(1) 日本共産党南部地区委員会が、この間2回にわたって申し入れた（昨年9月6日と11月2日）なかで、地図も付け、被害が生じている住宅を示すなど具体的な事実を示して被害の調査と対策をもとめました。

日本共産党が申し入れの中で示した被害の調査と対策がとられたのかどうか、被害調査と対策がとられたのであればその結果について明らかにすること

(2) 昨年11月2日の申し入れでは、芦北、水俣地域でも全線開通ダイヤ改正後、鉄道運輸機構が独自に騒音振動測定を行うことを要望するとともに部分開通時の一次測定の結果を公表することを求めました。この申し入れに対して、平成24年11月16日鉄運九建第121115001号回答文書に添付された維持管理課 榎本名の文書では「1次測定結果については、もう少し時間を頂きたくよろしくお願いたします」ということでした。

申し入れからすでに3カ月経っています。いつどの場所で測定したのか、どの新幹線の速度をはかり、その速度は時速何キロだったのかなども含めて2月18日の申し入れの時に一次測定の結果をすべて公表すること

(3) 宇城市・宇土市・熊本市・玉東町・玉名市・南関町での対策を明らかにすること。